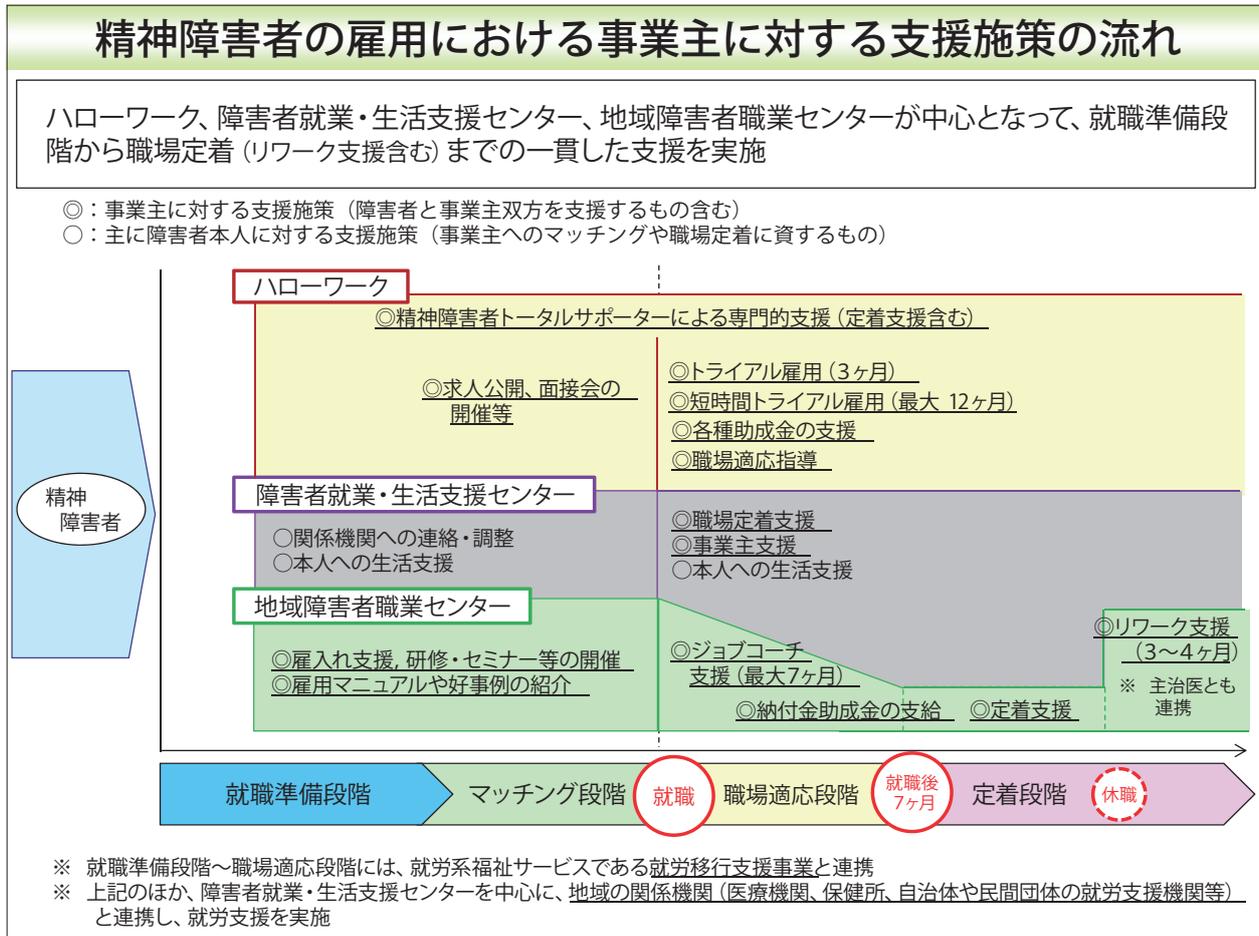


【参考 2】 精神障害者の雇用における事業主に対する支援施策の流れ



【参考3】 精神障害者の職場定着に関する主な支援機関の概要

ハローワーク

就職を希望する障害者に対する職業相談、職業紹介、就職後の職場定着・継続雇用などの支援や、事業主に対する障害者雇用に関する支援、雇用率達成指導を実施。

地域障害者職業センター

ハローワーク等の関係機関との密接な連携の下、障害者に対する職業評価、職業指導、職業準備支援等の専門的な職業リハビリテーションを実施するとともに、障害者雇用に際して具体的な課題を有する事業主に対して、その解決を図るための相談・援助を実施。さらに障害者、事業主双方に対するサービスとして、精神障害者総合雇用支援（うつ病等による休職者の職場復帰支援（リワーク支援）を含む）やジョブコーチによる支援を実施。

障害者就業・生活支援センター

雇用、保健、教育、医療等の関係機関との連携の拠点として、連絡調整等を行いながら、障害者の就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に実施。

自治体設置の就労支援センター

各自治体の施策として任意に設置された就労支援機関であり、主には就労を希望する障害者や既に就労している障害者に対する支援・相談を、福祉や医療、教育などの関係機関と連携しながら実施。

就労移行支援事業者、就労継続（A型、B型）支援事業者

「就労移行支援事業者」では、原則2年間を限度として、一般企業での就労に向け、障害者に対し各種作業、企業における実習、適性に合った職場探し、就労後の定着のための支援等を実施。

「就労継続支援事業者」では、一般企業での就労が困難な障害者に対して就労の機会を提供するとともに、一般企業での就労に必要な知識、技能が高まった利用者の一般企業への就労への移行に向けて支援する。A型は雇用契約に基づく就労であり、B型は雇用契約には基づかない就労。

保健所

精神障害者支援に関し、正しい知識の普及啓発、精神保健福祉相談、社会復帰施設等の利用調整等の業務を実施。都道府県、政令指定都市、特別区等が設置しているが、設置主体により役割が異なっており、福祉事務所等と統合されている地域もある。

精神保健福祉センター

都道府県及び政令指定都市に設置されており、精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療制度に係る判定等の業務、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、相談、指導等を実施。

地域活動支援センター、地域生活支援センター

障害者の創作的活動や生産活動、社会との交流の機会を提供するなどにより、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう地域生活を支援する施設。地域の実情に応じて、専門相談員や指導員等による福祉サービスの利用援助やピアカウンセリング等の相談支援を行ったり、機能訓練、社会適応訓練および入浴等のサービスを実施する施設もある。

中小企業における精神障害者の新規採用後の雇用継続に係る 課題と対応に関する調査委員会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

<委員>

(所属・役職は平成 26 年 1 月時点)

氏名	所属・役職
岩谷 力	国立障害者リハビリテーションセンター 顧問
應武 善郎	株式会社ダイキンサンライズ摂津 顧問
奥脇 学	有限会社奥進システム 代表取締役
加藤 勇	和光産業株式会社 代表取締役
栗原 敏郎	株式会社大協製作所 代表取締役社長
田島 良昭	社会福祉法人南高愛隣会 理事・顧問
東出 昇	株式会社東出家具店 代表取締役社長
藤枝 茂	厚生労働省職業安定局 障害者雇用対策課長
箕輪 優子	横河電機株式会社 CSR 部CSR課
吉光 清	九州看護福祉大学 看護福祉学部社会福祉学科長

<オブザーバー>

氏名	役職名
金田 弘幸	厚生労働省職業安定局 障害者雇用対策課 地域就労支援室長

平成 25 年度：障害者職域拡大等調査報告書 No.3

「中小企業における精神障害者の新規採用後の雇用継続に係る課題と対応に関する調査」

精神障害のある社員が安定して長く働くために (中小企業における精神障害者の雇用管理に関する Q&A)

平成 26 年 3 月 発行 (平成 28 年 9 月 第二刷)

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

〒 261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉 3-1-3

(障害者職業総合センター内)

電話 : 043-297-9513 (雇用開発推進部 雇用開発課)

FAX : 043-297-9547

URL : <http://www.jeed.or.jp/>